

第3章 財産の差押え

第1節 差押えの意義及び要件

納税者が国税を納期限までに納付しなかった場合には、徴収法に基づき、納税者の財産に対して滞納処分が行われるが、その滞納処分の第一段階として行われるのが差押えである。

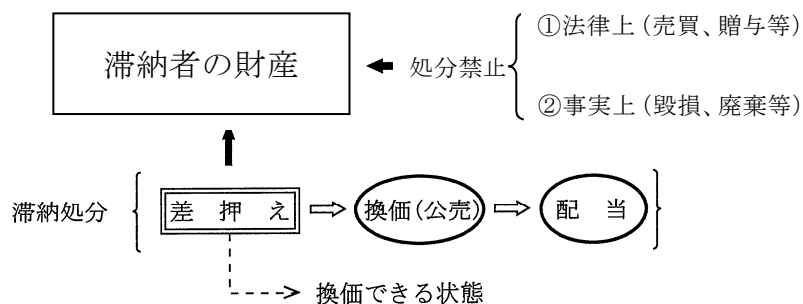
学習のポイント

- 1 差押えの意義
- 2 差押えの性質とは何か
- 3 差押えの要件は何か

1 差押えの意義

滞納処分による差押えとは、滞納者の財産について、法律上又は事実上の処分を禁止し、それを換価できる状態におく強制的な処分をいう。

(図示) 差押えの意義



2 差押えの性質

差押えは、滞納者の意思に関わりなく行われる強制処分である。

なお、差押えによってその帰属を国に移転するものではない。したがって、差押え中に天災その他の不可抗力により差押財産が滅失したときは、その損害は滞納者の負担となる。

3 差押えの要件

通常の場合の差押えの要件は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで
に、その督促に係る国税を完納しないときである（徴47①一、通40）。

（図示）差押えができる時期



【参考】 ここに記載した以外の場合については、「第8章 保全処分」参照。

【参考法令・通達番号】

基通47-13

第2節 財産差押え

差押えの要件が具備された場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならない。この場合、差押えすべき財産を徴収職員が選択した上で、徴収法に規定されている各財産ごとの手続に従って差押えを行うこととなる。

学習のポイント

- 1 差押えの対象となる財産とはどのようなものか
- 2 差押えの対象となる財産からどのような財産を選択するのか
- 3 徴収法では、差押えの対象となる財産をどのように区分しているか

1 差押えの対象財産

差押えの対象となる財産は、差押えを行う時において、次に該当する財産であることが必要である。

(1) 財産が国税徴収法施行地内にあること

徴収法には施行地に関する規定はないが、徴収法は我が国の行政権の及ぶ地域にのみその効力が及ぶ。したがって、滞納者が外国において所有している財産は差押えの対象にならない。

【参考】 法施行地域外に滞納者の財産があると認められる場合であっても、その財産があると認められる地域の国又は政府との徴収共助に関する租税条約等（実特2二）の規定に基づき、その財産があると認められる地域の相手国等（実特2三）に対し徴収の共助の要請をすることができる場合がある（租税に関する相互行政支援に関する条約11条等。実特11の2参照）。

【参考法令・通達番号】

基通47-6

(2) 財産が滞納者に帰属していること

イ 財産が滞納者に帰属していれば、名義又は所持者が誰であるかは問わない。

ロ 財産が実質的に滞納者に帰属していても、登記（登録）の名義が滞納者でない場合には、差押えの登記（登録）ができないので、その名義を滞納者に変更する必要がある。

ハ 滞納者に帰属する財産であるかどうかは、一般的には、次により判断する。

① 動産、有価証券

滞納者が所持していること（民186）。ただし、他人に帰属することが明らかなるものは除く。

② 不動産、電話加入権等

滞納者名義で登記（登録）されていること。

③ 債権

借用証書、預金通帳、売掛帳、取引関係帳簿書類及び第三債務者の調査により、滞納者に帰属すると認められること。

【参考法令・通達番号】

基通47-5、-20、-21

(3) 財産が金銭的価値を有すること

差押えの対象となる財産は、これを差し押さえて換価し、その代金をもって国税に充てることとなるのであるから、金銭的価値を有するものでなければならない。

したがって、金銭又は物の給付を目的としない行為（例えば、演奏することなど）を目的とする債権は、金銭的価値を有しないから差押えの対象とはならない。

【参考法令・通達番号】

基通47-7

(4) 財産が譲渡又は取立てができるものであること

滞納処分による差押財産の換価方法は、売却すること（徴89）と取立てをすること（徴57①、67①）の二つであるから、差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。

滞納者に一身専属的に帰属する権利（一身専属権。例えば、相続権、扶養請求権、財産分与請求権等）は、譲渡できないので差押えの対象とならない。

【参考法令・通達番号】

基通47-8

(5) 財産が差押禁止財産でないこと

差押えの対象となる財産は、徴収法のほか、各法律で差押えを禁止している財産以外のものでなければならない。

イ 一般の差押禁止財産（徴75）

一般の差押禁止財産は、絶対的に差押えが禁止されるものである。この規定は、滞納者及び滞納者と生計を一にする親族の最低生活の保障、滞納者の最低限度の生業の維持及び精神的生活の安寧の尊重を図るために設けられたものである。

ロ 条件付差押禁止財産

(イ) 給与等の差押禁止（徴76）

給与収入は、給与生活者の生計維持に欠くことができない重要なものであるため、給与生活者の最低生活費程度に相当する金額について、差押えを禁止している（徴76①、徴令34）。

このほかに、賞与や退職手当などについても、一定の範囲の金額について差押えを禁止している（徴76③、④）。

なお、滞納者の承諾がある場合には、その承諾の範囲内で、差押禁止の限度を超えて差し押さえることができる（徴76⑤）。

【参考】給与の差押禁止範囲の計算例

内 容	実 際 額	端数調整後の額
給与支給額	301,950円	① 301,000円
所得税相当額 (徴76①一)	9,480円	② 10,000円
住民税相当額 (徴76①二)	12,590円	③ 13,000円
社会保険料相当額 (徴76①三)	21,420円	④ 22,000円
最低生活維持費 (徴76①四) 100,000円 + 45,000円 × 2 (本人) (本人を除く家族の人数) (徴令34)		⑤ 190,000円
体面維持費 {① - (②+③+④+⑤)} × 0.2 又は⑤の2倍の金額のいずれか低い額 (徴76①五)	13,200円	⑥ 14,000円
差押えの可能範囲 ① - (②+③+④+⑤+⑥)		52,000円

(注) 1 差押えができる金額の計算に当たっては、その計算の基礎となる期間が1月未満のときは100円未満の端数を、1月以上のときは千円未満の端数を、それぞれ次のように取り扱う。

- (1) 給料等の金額については、切り捨てる。
- (2) 徴収法第76条第1項各号に掲げる金額については、切り上げる。
- 2 計算例は、本人を含め家族3人の場合である。
- 3 ⑥の金額は、{301,000円 - 235,000円 (②～⑤の合計額)} × 0.2 = 13,200円となり、千円未満の端数を切り上げて14,000円 (14,000円 < 190,000円 × 2) となる。
- 4 差押禁止の範囲は、所得税、住民税及び社会保険料の各相当額並びに最低生活維持費及び体面維持費の合計額となる。

(ロ) 社会保険制度に基づく給付の差押禁止 (徴77)

社会保険制度に基づいて支給される年金や退職一時金(徴令35)については、その性質により、給料等又は退職手当等とみなして一定範囲の金額の差押えを禁止している。

(ハ) 条件付差押禁止財産(狭義)(徴78)

滞納者の事業の継続をなるべく阻害しないようにするために、滞納者が、その滞納国税の全額を徴収することができる財産で換価が困難でなく、しかも、第三者の権利の目的となっていないものを提供したときは、特定の財産について差押えをしない。

【参考】差押禁止財産の種類

差押禁止財産は、絶対的差押禁止財産と条件付差押禁止財産に区分できる。

絶対的差押禁止財産	① 一般の差押禁止財産（徴75）	
条件付差押禁止財産 （広義）	滞納者の承諾を条件として差押禁止条項を適用しないもの	② 給与等の差押禁止（徴76） ③ 社会保険制度に基づく給付の差押禁止（徴77）
	代替財産の提供を条件として差押えをしないもの	④ 条件付差押禁止財産（徴78） （狭義）

（注）生活保護法による保護金品の差押禁止等、他の法令に規定されている差押禁止財産も多数あることに留意する。

【参考法令・通達番号】

基通75-1～-25、76-1～-16、78-1～-9

生活保護法58

2 差押財産の選択

差押えの対象となる財産のうちどの財産を差し押さえるかについては、徴収職員の裁量に委ねられている。しかしながら、差押えは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を与えることから、次の選択基準により慎重を期さなければならない。

(1) 超過差押えの禁止

滞納国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない（徴48①）。

(2) 無益な差押えの禁止

滞納国税への配当が得られないと見込まれる財産は、差し押さえることができない（徴48②）。

(3) 第三者の権利の尊重

滞納処分 of 執行に支障がない限り、第三者の権利を害することが少ない財産を選択する（徴49）。

(4) 滞納者の生活の維持等

滞納処分 of 執行に支障がない限り、滞納者の生活の維持又は事業の継続に影響が少ない財産を選択する。

(5) 換価等の容易性

換価等が容易な財産を選択する。

（注）1 財産の所在、第三者の権利関係等から総合的に判断する。

2 引揚げ又は保管を要する財産の場合には、その点も考慮する。

(6) 相続財産の優先

被相続人の滞納国税について、その相続人の財産を差し押さえる場合には、滞納処分 of 執行に支障がない限り、まず相続財産から行うように努めなければならない（徴51①）。

【参考法令・通達番号】

基通47-17、48-1～-6、49-1～-4、51-1、-2

3 国税徴収法上の財産の区分

徴収法では、差押えの対象となる財産を差押手続などの違いから次の7つに区分している。

(1) 動産又は有価証券

イ 動産

徴収法上の動産とは、民法上の動産（不動産以外の物及び無記名債権（民86②、③））から無記名債権（例えば、商品券）並びに下記(4)及び(5)に掲げるものを除いたものをいう。

ロ 有価証券

徴収法上の有価証券とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってされるものをいう。例えば、手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券、商品券などがある。

なお、有価証券に類似しているが、有価証券でないものに、例えば、①証拠証券である借用証書、受取証書、②免責証券である預金証書（これらのものは、債権差押えのため必要があるときは取り上げる。）、③金銭の代用となる郵便切手又は収入印紙（動産として差し押さえる。）などがある。

【参考法令・通達番号】

徴56、基通54-2、56-13～-16

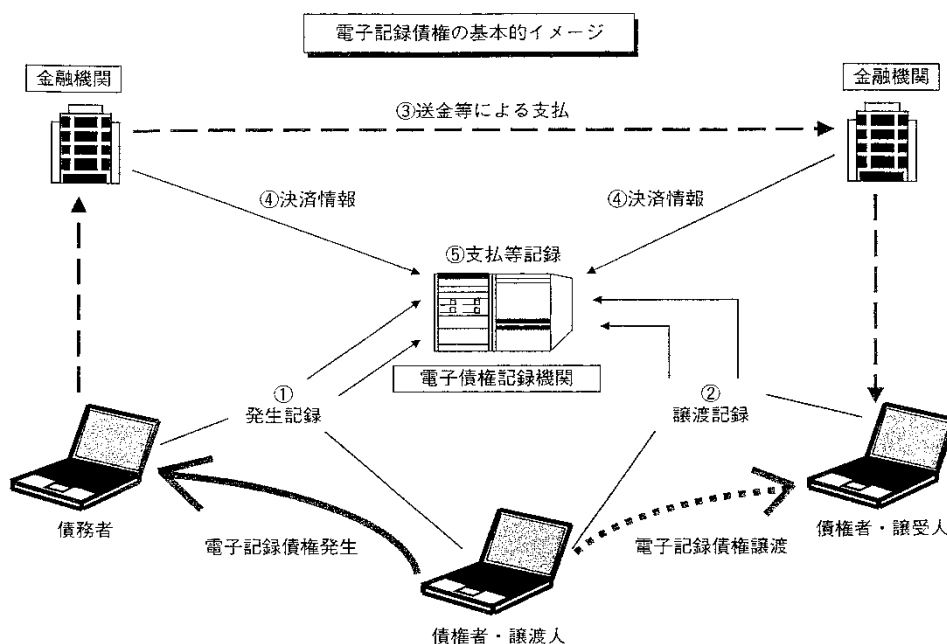
(2) 債権

徴収法上の債権とは、金銭又は換価に適する財産の給付を目的とする債権をいう。金銭の給付を目的とする債権には、例えば、売掛金の支払請求権（滞納者が取引先に対して売掛金がある場合の取引先から売掛金を支払ってもらう権利）や、普通預金の払戻請求権（銀行に普通預金口座を持っている場合の口座の残高を引き出す権利）がある。

換価に適する財産の給付を目的とする債権には、例えば、商品の引渡請求権（滞納者が相手方と商品売買契約を締結しており、まだその引渡しを受けていない場合の商品を引き渡してもらう権利）がある。

なお、差し押さえる時点において、まだ発生していない債権（将来生ずべき債権）であっても、契約等により債権発生基礎としての法律関係があり、かつ、その内容が明確であると認められるものは差し押さえることができる。

また、事業者の資金調達の円滑化等を図るため、金銭債権の譲渡等の取引について、その安全性を確保する措置として電子記録債権制度が創設され、この制度の対象とする債権である電子記録債権についての差押手続が整備されている（次頁参照）。



【参考法令・通達番号】

徴62、62の2、基通62-1

(3) 不動産

徴収法上の不動産とは、次の①～⑤に掲げるものをいう。

徴収法上の不動産	具体的内容
① 民法上の不動産	土地及びその定着物（民86①）
② 不動産を目的とする物権（所有権を除く。）	地上権、永小作権
③ 不動産とみなされる財産	立木に関する法律による立木、工場財団、漁業財団等
④ 不動産に関する規定の準用がある財産	鉱業権、漁業権、採石権等
⑤ 不動産として取り扱う財産	鉄道財団、軌道財団、運河財団

【参考法令・通達番号】

徴68、基通68-1

(4) 船舶又は航空機

イ 船舶

徴収法上の船舶とは、船舶登記簿に登録することができる船舶をいう（船舶法5）。

ロ 航空機

徴収法上の航空機とは、航空機登録原簿に登録を受けた飛行機及び回転翼航空機をいう（航空法3）。したがって、未登録の飛行機や登録のできないグライダーなどは、動産となる。

【参考法令・通達番号】

徴70、基通70-1、-2、56-4、-5

(5) 自動車、建設機械又は小型船舶

イ 自動車

徴収法上の自動車とは、次のもの（これらは動産となる。）以外の自動車で、自動車登録ファイルに登録を受けたものをいう（道路運送車両法4）。したがって、自動車登録ファイルに登録されていない自動車は、動産となる。

- ① 軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車
- ② 建設機械になり得る大型特殊自動車で、建設機械としての登記がないもの

ロ 建設機械

徴収法上の建設機械とは、都道府県知事の行う記号の打刻を受け、建設機械登記簿に所有権保存の登記を受けたものをいう（建設機械抵当法3、4）（例えば、ブルドーザー、コンクリートミキサーなど）。したがって、建設機械登記簿に登録されていない建設機械は、動産となる。

ハ 小型船舶

徴収法上の小型船舶とは、総トン数20トン未満の船舶で、国土交通大臣が管理する小型船舶登録原簿に登録を受けたものをいう（小型船舶の登録等に関する法律2）。したがって、小型船舶登録原簿に登録されていない総トン数20トン未満の船舶は、動産となる。

【参考法令・通達番号】

徴71、基通71-1～-3、56-6、-7

(6) 第三債務者等がない無体財産権等

徴収法上、無体財産権等として差し押さえるものは、上記(1)～(5)の財産以外の財産である。このうち第三債務者等（第三債務者又はこれに準ずる者）がない無体財産権等の主なものは、次の財産であり、一般的に知的所有権や工業所有権といわれるものである。

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権

【参考法令・通達番号】

徴72、基通72-1～-12

(7) 第三債務者等がある無体財産権等

第三債務者等がある無体財産権等は、電話加入権等と振替社債等の二つに区分される。

イ 電話加入権等

電話加入権等の主なものは、次のとおりである。

無体財産権等の内容	第三債務者等
① 持分会社の社員の持分	その会社
② 信用金庫の会員の持分	その信用金庫
③ 株式（株券発行会社の株式及び振替社債等に該当する株式を除く。）	その株式会社
④ 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権	特許権者、実用新案権者、意匠権者
⑤ ゴルフ会員権	ゴルフ場経営会社等
⑥ 電話加入権	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社

【参考】 1 持分会社とは、合名会社、合資会社及び合同会社をいう（会社法575①）。

2 株券発行会社とは、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう（会社法117⑦）。

ロ 振替社債等

振替社債等とは、社債、国債、地方債、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権、株式、新株予約権などで、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるとされるものをいう。

【参考法令・通達番号】

徴73、73の2、基通73-1~-51、73の2-1

【参考】株式の区分

区 分		差押対象財産	徴収法上の財産の区分
株券発行会社	① 株券を発行している場合	株 券	有価証券（徴65）
	② 株券が未発行の場合	株券交付請求権	債 権（徴62）
株券不発行会社	③ 株式（④を除く。）	株 式	電話加入権等（徴73）
	④ 社債、株式等の振替に関する法律による振替の対象となっている株式	振替社債等	振替社債等（徴73の2）

【参考】国税徴収法上の財産の区分

	財 産		内 容 等	徴収法 条 文
1	動 産 又 は 有価証券	動 産	民法上の動産（民86②、③）から、無記名債権（商品券など）並びに徴収法上の船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶を除いたもの	56条
		有価証券	手形、小切手、国債証券、地方債証券、社債券、株券、商品券など (注) 1 国債、地方債、社債、株式などで振替社債等に該当するものは、徴収法第73条の2（下記7「第三債務者等がある無体財産権等（振替社債等）」）に規定する手続により差し押さえる。 2 株券を発行する旨の定款の定めがない株式会社（会社法117）の株式（振替社債等に該当する株式を除く。）は、徴収法第73条（下記7「第三債務者等がある無体財産権等（電話加入権等）」）に規定する手続により差し押さえる。 3 社債、株式等の振替に関する法律の施行により、振替社債等に該当する株式について発行されていた株券は、有価証券としての効力がなくなった。	
2	債 権	債 権	金銭又は財産の給付を目的とする債権（電子記録債権を除く。） 銀行預金等の払戻請求権、売掛金の支払請求権、貸付金の返還請求権など	62条
		電子記録債権	電子債権記録機関が作成する記録原簿への記録を発生又は譲渡の要件とする金銭債権であって、その権利の内容が記録原簿への電子記録によって定めるとされるもの	62条の2
3	不 動 産		① 土地及びその定着物（民86①） ② 不動産を目的とする物権（地上権、永小作権） ③ 不動産とみなされる財産（登記した立木、工場財団、漁業財団等） ④ 不動産に関する規定の準用がある財産（鉱業権、漁業権、採石権等） ⑤ 不動産として取り扱う財産（鉄道財団、軌道財団、運河財団）	68条
4	船 舶 又 は 航空機	船 舶	船舶登記簿に登録することができるもの（カヌーなどは、動産として差し押さえる。）	70条
		航 空 機	航空機登録原簿に登録を受けた飛行機及び回転翼航空機（グライダーなどは、動産として差し押さえる。）	
5	自 動 車 建 設 機 械 又 は 小 型 船 舶	自 動 車	自動車から、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び建設機械となり得る大型特殊自動車を除いたもので、かつ、自動車登録ファイルに登録を受けたもの（除かれたものは、動産として差し押さえる。）	71条
		建設機械	建設機械登記簿に登録を受けたもの（登記されていないものは、動産として差し押さえる。）	
		小型船舶	総トン数20トン未満の船舶であって、小型船舶登録原簿に登録を受けたもの（未登録の総トン数20トン未満の船舶は、動産として差し押さえる。）	
6	第三債務者等がない 無 体 財 産 権 等		特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等	72条
7	第三債務者等 が あ る 無 体 財 産 権 等	電 話 加 入 権 等	電話加入権、持分会社の社員の持分、信用金庫の会員の持分、動産の共有持分、株式（株券発行会社の株式及び下記振替社債等に該当する株式を除く。）、買戻権、特許権の専用実施権、出版権、ゴルフ会員権など	73条
		振 替 社 債 等	社債、国債、地方債、貸付信託の受益権、特定目的信託の受益権、株式、新株予約権などで、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定めるとされるもの	73条の2

第3節 差押えの方法及び効力

滞納者の財産を差し押さえるときは、財産の区分に応じ、徴収法の規定に従ってその手続を行わなければならないが、徴収法が定める手続を行うことにより、差押えの効力が生ずる。

また、滞納者の財産を差し押さえたときは、滞納者や利害関係者等に対し、その旨の通知をする必要がある。

学習のポイント

- 1 各種財産に共通する差押手続とはどのようなものか
- 2 差押えの一般的効力とはどのようなものか
- 3 各種財産に特有な差押手続及び差押えの効力とはどのようなものか

1 各種財産に共通する差押手続

(1) 差押調書の作成

差押えをしたときは、差押えの事績を記録、証明するために、差押財産の区分を問わず、差押調書を作成しなければならない（徴54）。

【参考】差押調書

整理 欄	強制執行がされている勘定等に対する「差押書」の執行書に対する交付日時 該当の有無	年 月 日 時 ～ 時 有・無										
差 押 調 書												
財務事務官												
別紙「処分理由」により、下記の財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。												
滞納 国税等	住所 (所在)	氏名 (名称)	年度	税目	納期限 督促等年月日	本税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	法定納期限等	備考
差押財産			別紙財産目録のとおり				占有日時		年 月 日 午前・後 時 分			
滞納処分のため 捜索した場所又は物件			捜索日時				年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで					
上記の捜索に立会い差押調書簿本を受領しました。							差押調書簿本（捜索を受けた者あて）を受領しました。					
() ①							() ②					
上記の差押調書簿本記載の差押財産の保管を命ずる。 年 月 日 財務事務官 ③												
備 考												
1 この差押えは、国税の納付がないときに国が滞納者の勘定又は有価証券を換領できる状態におく集約的な処分であり、これにより、滞納者は、差押えを受けた財産を処分することが禁止されます。												
2 差押財産を公表するときは、税務署から事前に「公表通知書」（公表の日時・場所等を通知）を送付します。												
3 現金を差し押さえたときは、後日、税務署から「充当通知書」（差押現金を滞納国税等に充てた旨の通知）を送付します。												
4 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。												
連絡先 (担当 電話)												

【参考法令・通達番号】

徴令21、徴規3①（別紙3号書式）、基通54-1、-6～-8

(2) 差押調書の作成時期

財産の区分	差押調書の作成時期
動産又は有価証券	徴収職員が差押えのためにこれらを占有した時
債権	債権差押通知書の作成と同時
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び第三債務者等がない無体財産権等	差押書の作成と同時
第三債務者等がある無体財産権等	差押通知書の作成と同時

(3) 滞納者への差押通知

次の差押財産の区分に応じ、**差押調書謄本**又は**差押書**を滞納者に交付又は送達しなければならない。

イ 差押調書謄本を交付する差押財産（徴54）

- ① 動産又は有価証券
- ② 債権
- ③ 第三債務者等がある無体財産権等

【参考】 徴収法第54条の差押調書の「謄本」とは、差押調書と同一の文字符号を用いて、差押調書の内容を完全に写し取った書面をいう。この書面は、謄写したものであると筆写したものであるとを問わないが、謄本である旨を記載する。

ロ 差押書を送達する差押財産（徴68①、70①、71①、72①）

- ① 不動産
- ② 船舶及び航空機
- ③ 自動車、建設機械及び小型船舶
- ④ 第三債務者等がない無体財産権等

【参考法令・通達番号】

徴令30、徴規3①（別紙5号書式）、基通54-13、-15

(4) 質権者等への差押通知

次の財産を差し押さえたときは、それぞれの権利者（質権者等）のうち判明している者に、差押えをした旨の通知をしなければならない（徴55）。これは、差押財産に関する質権者等差押換えの請求ができる第三者などに対して、権利行使の機会を与えることなどを目的とするものである。

差押財産の内容	差押通知をすべき者
① 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利の目的となっている財産	これらの権利者
② 仮登記がある財産	仮登記の権利者
③ 仮差押え又は仮処分がされている財産	仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

- 【参考】 1 仮登記とは、本登記をするために必要な形式的又は実質的要件を具備しない場合に、将来の本登記の順位を保全するためにあらかじめ行う登記をいう。
- 2 仮差押えとは、金銭の支払を目的とする債権についての将来における執行を保全するために、債務者の財産をあらかじめ暫定的に差し押さえて、その財産についての債務者の処分を禁止し、その財産の現状を維持する執行手続をいう。
- 3 この場合の仮処分とは、係争物（当事者間において争いの対象となっている物）についての権利者の将来における権利の実行を保全するため、その係争物についての債務者の処分を暫定的に禁止し、その財産の現状を維持する執行手続等をいう。

【参考法令・通達番号】

徴令22、基通55-1、-8～-11

2 差押えの一般的効力

差押えの効力は、財産の区分、性質によって異なるが、一般的な効力は次のとおりである。

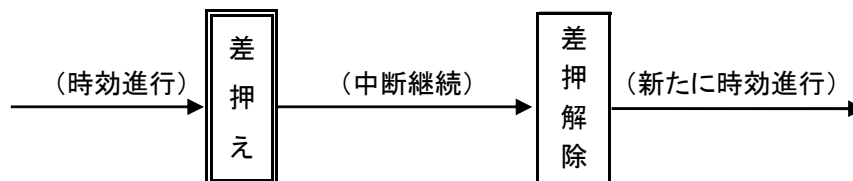
(1) 処分禁止の効力

差押えは、その差押財産について、法律上の処分（例えば、売買、贈与）又は事実上の処分（例えば、毀損、廃棄）で国税を徴収するために不利益となる処分を禁止する効力がある。したがって、差押え後に所有権の移転があっても国は滞納者の財産として換価することができ、また、差押え後に損壊等があった場合には、罰則の適用がある（徴187、刑法262）。ただし、この処分禁止の効力は、差押債権者に対する相対的なものであり、差押え後の売買等は差押債権者である国には対抗できないが、当事者間では有効である。

(2) 時効中断の効力

差押えは、徴収権の消滅時効中断の効力がある（通72③、民147二）。この時効中断の効力は、差押えが解除されるまで継続する（民157①）。

(図示)

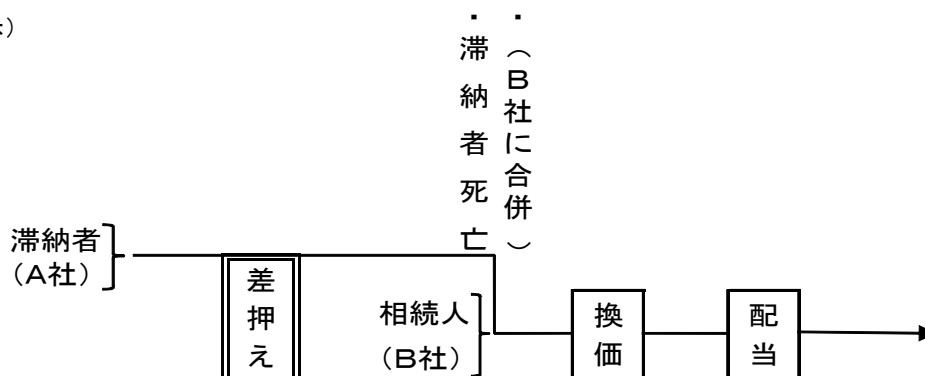


(3) 相続等があった場合の滞納処分続行の効力

滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その滞納処分の効力が相続人又は合併法人に及び、滞納処分を続行することができる（徴139①）。

また、信託の受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者が就任するまでの間に信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、新たな受託者が就任したときや、信託の受託者である法人の信託財産に属する財産について滞納処分を執行した後、受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行われたときにおいても、滞納処分を続行することができる（徴139③、④）。

(図示)



(4) 従物に対する効力

主物（例えば、建物）を差し押さえた場合には、従物（例えば、畳、建具）に対しても差押えの効力が及ぶ（民87②）。

(5) 果実に対する効力

イ 天然果実に対する効力

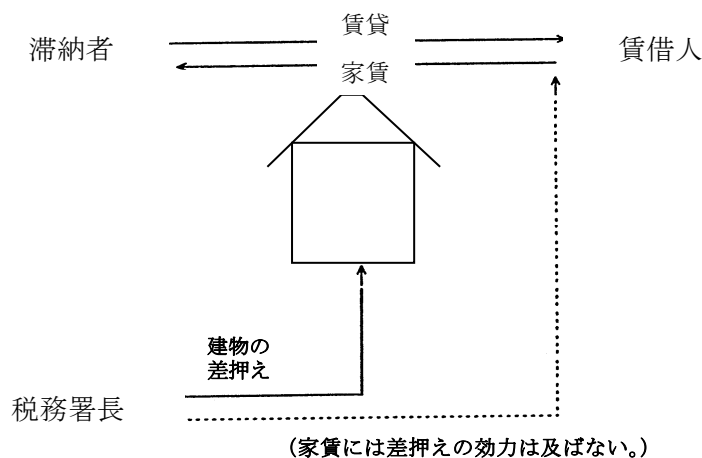
差押財産から生ずる天然果実（民88①。例えば、果物、牛乳、家畜の子）には、差押えの効力が及ぶ（徴52①）。

ロ 法定果実に対する効力

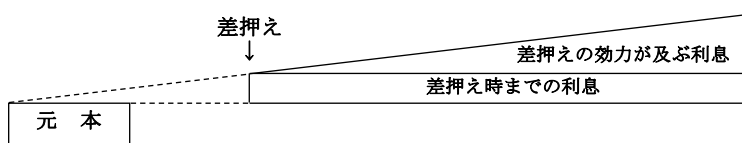
差押財産から生ずる法定果実（民88②。例えば、家賃）には、差押えの効力は及ばない。ただし、債権を差し押さえた場合における差押え後の利息には、差押えの効力が及ぶ（徴52②）。

(図示)

① 法定果実 (家賃の場合)



② 法定果実 (利息の場合)



(注) 差押え時までの利息については、元本とは別に差し押さえる必要がある。

【参考法令・通達番号】

基通47-51、-52、-55～-58、52-1、-2、-14～-17、139-1、-7、-8

3 各種財産の差押手続及び差押えの効力

(1) 動産又は有価証券

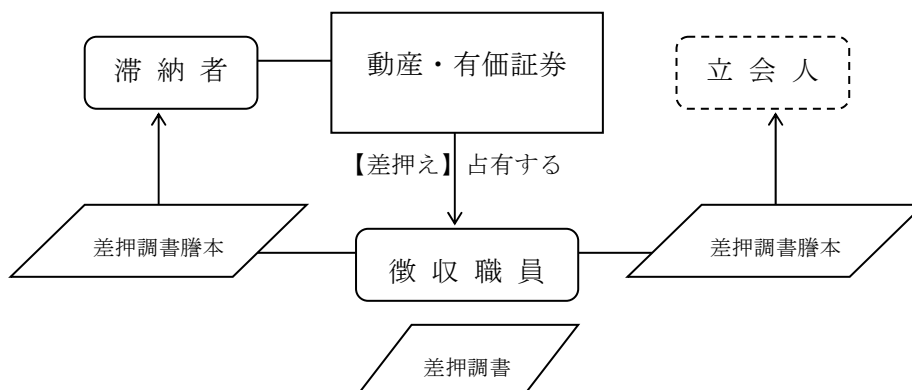
イ 差押えの手続

(イ) 動産又は有価証券の差押手続

動産又は有価証券の差押えは、徴収職員がその財産を占有して行う (徴56①)。

(注) この場合の占有とは、徴収職員が差押えの意思をもって、その財産を客観的な事実上の支配下におき、滞納者の処分の可能性を排除することをいう。

(図示) 動産又は有価証券の差押手続



(ロ) 差押財産の搬出手続

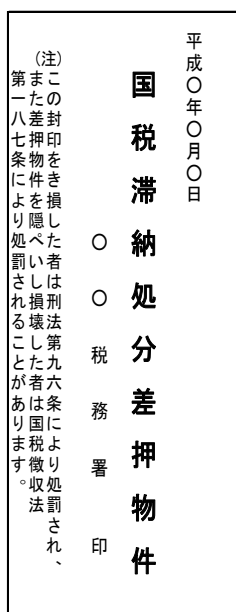
差押財産を搬出するときは、搬出調書を作成し、これに署名押印するとともに、滞納者等にその謄本を交付しなければならない（徴令26の2①）。

この場合において、差押調書又は搜索調書を作成するときは、これらの調書に差押財産を搬出する旨を付記して搬出調書の作成に代えることができる（徴令26の2②）。

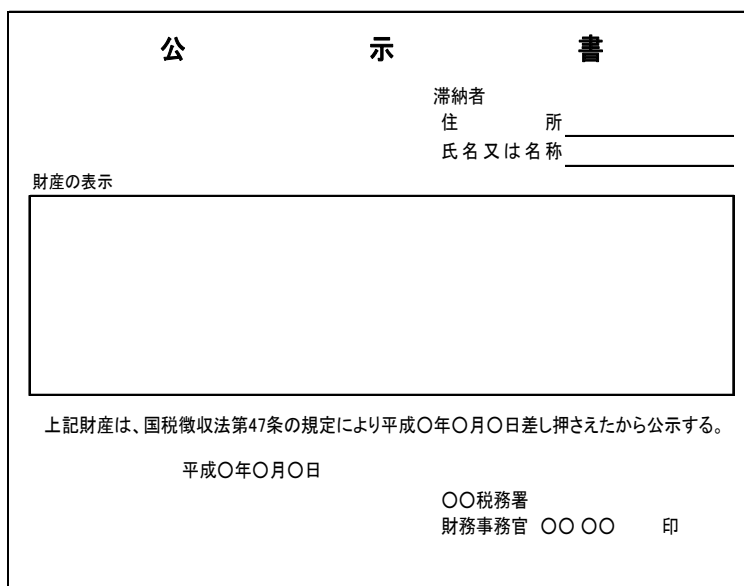
(ハ) 差押財産を滞納者に保管させる場合の手続

徴収職員が必要と認めて、差押財産を滞納者等に保管させるときは、封印、公示書などで差し押さえた旨を明白に表示し、滞納者等に対して保管すべきことを命ずる（徴60）。

【参考】 封印



公示書



(注) この公示書をき損した者は刑法第96条により処罰され、また差押物件を隠ぺいし損壊した者は国税徴収法第187条により処罰されることがあります。

【参考法令・通達番号】

徴令26、基通56-17、60-7～-15

ロ 差押えの効力

(イ) 効力発生の時期

差押えの効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる(徴56②)。ただし、その財産を滞納者等に保管させたときは、封印、公示書などで差し押さえた旨を明白に表示した時にその効力が生ずる(徴60②)。

(ロ) 金銭の差押えの効力

金銭を差し押さえたときは、その限度において、滞納者から差押国税を徴収したものとみなされる(徴56③)。

(ハ) 差し押さえた動産の使用又は収益

動産は、消耗性が大きいことから、差押え後の使用又は収益をさせないのが原則である。

しかし、滞納者等に差し押さえた動産を保管させる場合において、国税の徴収上支障がないと認めるときは、その使用又は収益を許可することができる(徴61)。

(ニ) 有価証券に係る金銭債権の取立て

差し押さえた有価証券が、その証券に表示された金銭債権の取立てができる手形、小切手、公社債券などであるときは、その金銭債権の取立てをすることができる(徴57①)。

【参考法令・通達番号】

基通56-21～-23、57-1～-7、61-1～-6

(2) 債権

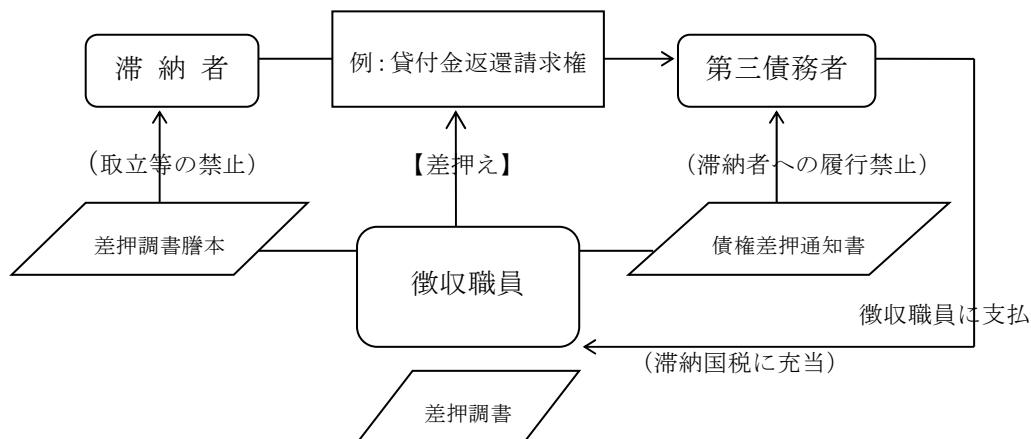
イ 差押えの手続

(イ) 債権差押通知書の送達

A 債権(電子記録債権を除く。)の差押えは、第三債務者に対して債権差押通知書を送達して行う(徴62①)。

なお、差押えに当たっては、第三債務者に対してはその履行を、滞納者に対しては債権の取立て、譲渡その他の処分を禁止する旨を明示する(徴62②、徴令21③一、27①四)。

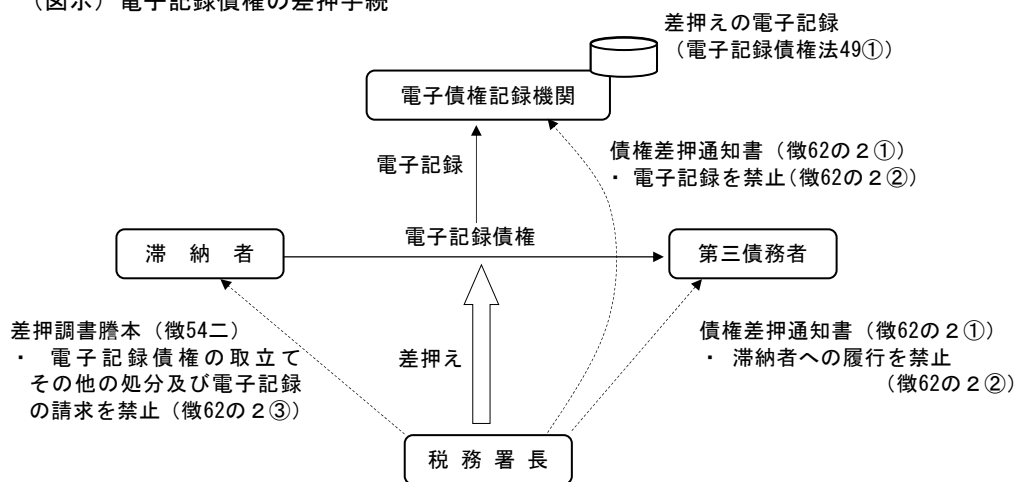
(図示) 債権の差押手続



B 電子記録債権の差押えは、第三債務者及びその電子記録債権の電子債権記録機関に対して債権差押通知書を送達して行う（徴62の2①）。

なお、差押えに当たっては、第三債務者に対してはその履行を、電子債権記録機関に対しては電子記録を、滞納者に対しては債権の取立てその他の処分及び電子記録の請求を禁止する旨を明示する（徴62の2②、徴令21③二、27②三、四）。

(図示) 電子記録債権の差押手続



(ロ) 債権の特定と範囲

債権を差し押さえるときは、債権の種類、債権額、債権の成立年月日等により債権を特定し、その全額を差し押さえる。ただし、第三債務者の履行が確実に認められ、しかも、国税に優先する質権などの目的となっておらず、差押国税の全額の徴収が確実に認められるときは、その一部だけを差し押さえることができる（徴63）。

【参考】差押債権の表示例

債権の種類	差押債権の表示	履行期限
普通預金	<p>滞納者が、債務者に対して有する下記預金の払戻請求権及び債権差押通知書到達日までの利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <p>1 預金の種類 普通預金 2 口座番号 ○○○○○○○○ 3 金額 ○○○円 4 取扱店 ○○銀行○○支店</p>	当税務署から請求あり次第即時
売掛金	<p>滞納者が、債務者に対して有する下記売掛金の支払請求権。</p> <p>記</p> <p>平成○年○月末日請求に係るエアコン10台の売却代金○○○円（消費税及地方消費税を含む。）</p>	平成○年○月○日（支払日）
貸付金	<p>滞納者が、債務者に対して有する下記契約による貸付金現在額○○○円の返還請求権及び債権差押通知書到達日までの約定利息の支払請求権。</p> <p>記</p> <p>1 貸付（契約）年月日 平成○年○月○日 2 貸付元本額 ○○○円 3 約定利息 年○% 4 遅延損害金 年○% 5 返済期日 平成○年○月○日</p>	平成○年○月○日（返済期日）
家賃	<p>滞納者が、下記不動産の賃貸借契約により債務者から受領すべき平成○年○月分以降の家賃の支払請求権。ただし、上記滞納国税に満つるまで。</p> <p>記</p> <p>不動産の表示 ○○市○○町1丁目23番地 家屋番号 23番 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建 居宅 5階部分 50.00㎡ 賃料 月額 ○○○円 共益費 ○○円 支払月 翌月分を前月末までに支払う</p>	契約による日（毎月月末など）
敷金	<p>滞納者が、債務者に対して有する下記不動産に係る賃貸借契約に基づき平成○年○月○日に差し入れた敷金○○○円の返還請求権。</p> <p>記</p> <p>1 賃貸人 甲 2 賃借人 乙 3 賃貸借の目的物 ○○市○○町1丁目23番地 家屋番号 23番 鉄筋コンクリート造陸屋根7階建 居宅 5階部分 50.00㎡</p>	不動産明渡時

(ハ) 債権証書の取上げ

債権の差押えのため必要があるときは、その債権に関する証書（例えば、郵便貯金通帳、銀行預金証書、消費貸借の公正証書など）を動産の差押手続に準じて取り上げる（徴65）。

【参考法令・通達番号】

徴令27、徴規3①（別紙4号書式、4号の2書式）、基通62-23～-28、63-1～-3、65-1～-4

ロ 差押えの効力

(イ) 効力発生の時期

差押えの効力は、第三債務者に債権差押通知書が送達された時に生ずる（徴62③）。

なお、電子記録債権についての差押えの効力は、電子債権記録機関に債権差押通知書が送達された時に生じるが、第三債務者に対しては、その第三債務者に債権差押通知書が送達されたときに差押えの効力が生ずる（徴62の2③）。

(ロ) 履行の禁止

第三債務者は、債権者（滞納者）に対する履行を禁止され、仮に、履行をしたとしても、差押債権者である国に対抗できず、更に国の取立てに応じなければならない（徴62②、民481①）。

(ハ) 取立て等の禁止

滞納者は、差押え後にその債権の取立て、譲渡、免除、期限の猶予などができない（徴62②）。

(ニ) 相殺の禁止

第三債務者は、差押え後に取得した滞納者に対する債権による相殺をもって、差押債権者である国に対抗することができない（民511）。

【参考】 相殺とは、二人が互いに同種の債権を有している場合において、相互に弁済する代わりに相互の債権を対当額で消滅させることをいう（民505）。

(ホ) 同時履行の抗弁権の行使

第三債務者が同時履行の抗弁権を有する場合には、差押え後であってもその権利を行使することができる。

【参考】 同時履行の抗弁権とは、双務契約の当事者の一方が、相手方が債務の履行を提供するまで、自己の債務の履行を拒むことができる権利をいう（民533）。

(ヘ) 継続的収入に対する効力

給料、年金、賃貸料、診療報酬債権など継続的契約関係に基づいて発生する継続収入の債権を差し押さえた場合には、「何月分の給料」などと限定した場合を除き、徴収すべき滞納国税の額を限度として、差押え後に収入すべき金額にもその差押えの効力が及ぶ（徴66）。ただし、賞与、退職金のような臨時的な収入については、差押えの効力は及ばない。

(ト) 取立権の取得

徴収職員は、差し押さえた債権の取立てをすることができ（徴67①）、金銭を取り立てたときは、その限度で滞納者から差押国税を徴収したものとみなされる（徴67③）。また、取り立てたものが金銭以外のものであるときは、これを差し押さえなければならない（徴67②）。

【参考法令・通達番号】

基通62-29～-32、-34、66-1～-3、67-1、-2、-12、-13

(3) 不動産

イ 差押えの手続

不動産の差押えは、滞納者に差押書を送達して行う（徴68①）。

また、税務署長は、**第三者対抗要件**を備えるために、差押えの登記を関係機関（法務局）に嘱託しなければならない（徴68③）。

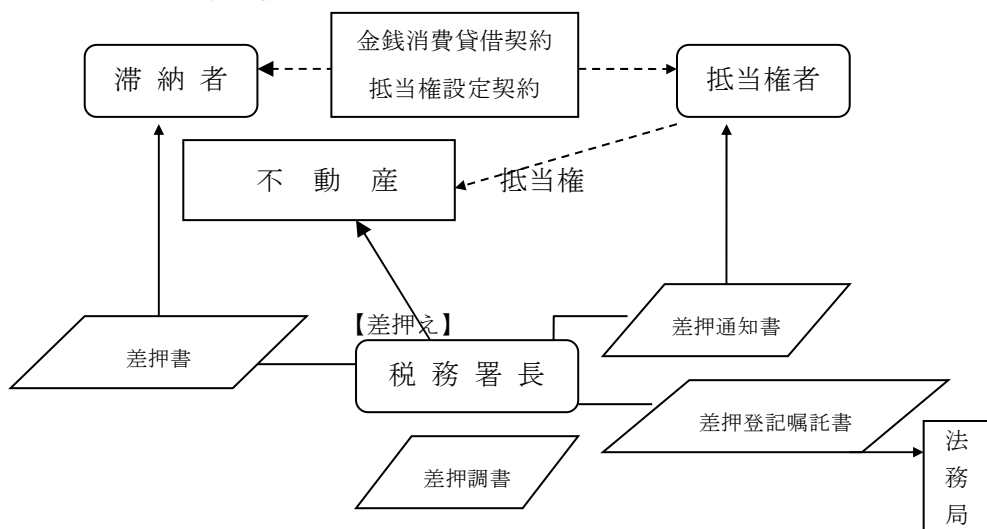
【参考】 第三者対抗要件とは、当事者間で効力の生じた権利関係を第三者に対して法律上主張するために必要な要件をいう。

不動産に関する物権の得喪・変更は、登記をしなければ第三者に対抗できない（民177）。

【参考法令・通達番号】

基通68-32～-34

(図示) 不動産の差押手続



ロ 差押えの効力

(イ) 効力発生時期

不動産の差押えは、滞納者に差押書が送達された時にその効力が生ずる（徴68②）。ただし、差押えの登記が差押書の送達より先にされた場合には、その登記がされた時に効力が生ずる（徴68④）。

(ロ) 差押不動産の使用又は収益

差押不動産については、滞納者又は使用収益権を有する第三者は、原則として通常の用法に従って使用又は収益をすることができる（徴69）。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる（徴69①ただし書）。

(注) 不動産の差押えの手続及び効力発生時期の規定を準用する財産として、船舶及び航空機並びに自動車、建設機械及び小型船舶がある（徴70、71）。

【参考法令・通達番号】

基通68-38、69-1、-2

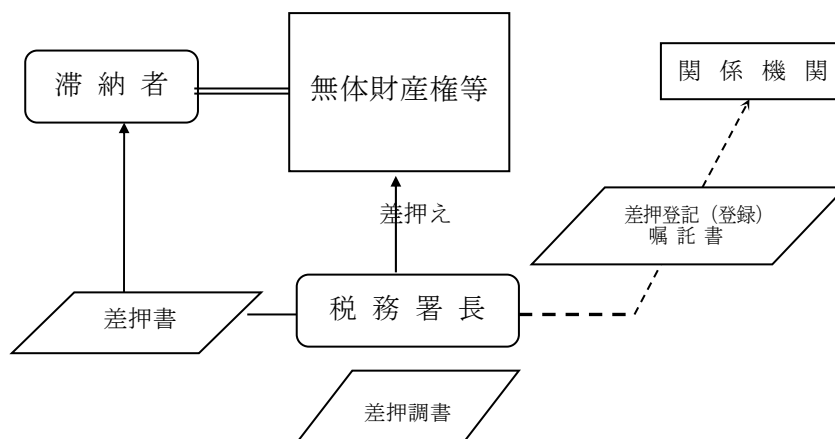
(4) 第三債務者等がない無体財産権等

イ 差押えの手続

第三債務者等がない無体財産権等の差押えは、滞納者に対し差押書を送達して行う（徴72①）。

また、税務署長は、無体財産権等でその権利の移転につき登記（登録）を要するものを差し押さえた場合には、差押えの登記（登録）を関係機関に囑託しなければならない（徴72③）。

（図示）第三債務者等がない無体財産権等の差押手続



ロ 差押えの効力発生の時期

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時に生ずる（徴72②）。ただし、差押えの登記（登録）が差押書の送達より先にされた場合には、その登記（登録）がされた時に効力が生ずる（徴72④）。

（注） 特許権、実用新案権等については、差押書の送達の先後を問わずに差押えの登記（登録）がされた時に差押えの効力が生ずる（徴72⑤）。

【参考法令・通達番号】

基通72-1、-13～-15、-17

(5) 第三債務者等がある無体財産権等

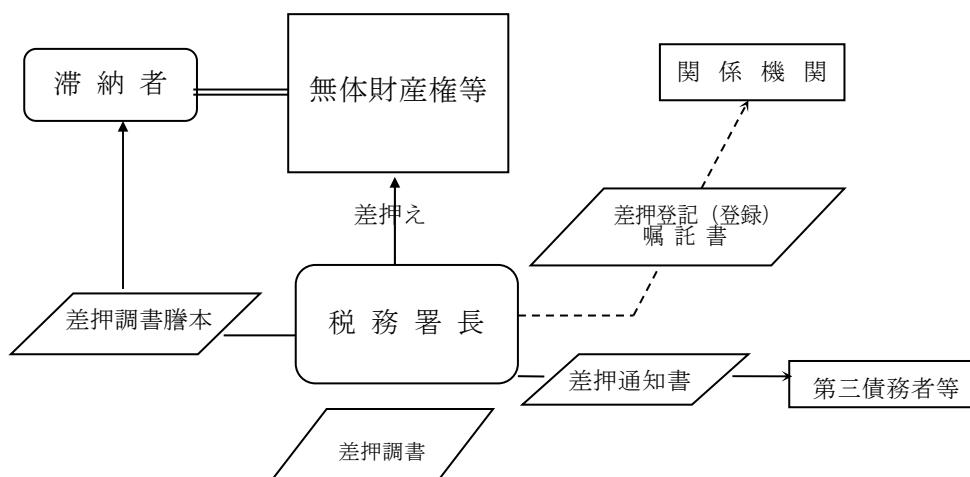
イ 電話加入権等

(イ) 差押えの手続

第三債務者等がある無体財産権等のうち電話加入権等の差押えは、第三債務者等に対し差押通知書を送達して行う（徴73①）。

また、税務署長は、無体財産権等でその権利の移転につき登記（登録）を要するものを差し押さえたときは、差押えの登記（登録）を関係機関に嘱託しなければならない（徴73③）。

(図示) 第三債務者等がある無体財産権等の差押手続



(ロ) 差押えの効力発生の時期

差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる（徴73②）。

ただし、その権利の移転につき登記（登録）を要するものについての差押えの登記（登録）が差押通知書の送達より先にされた場合には、その登記（登録）がされた時に効力が生じる（徴73③）。

(注) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権等については、差押書の送達の先後を問わずに差押えの登記（登録）がされた時に差押えの効力が生ずる（徴73④）

【参考法令・通達番号】

基通73-1、-52~-55、-57

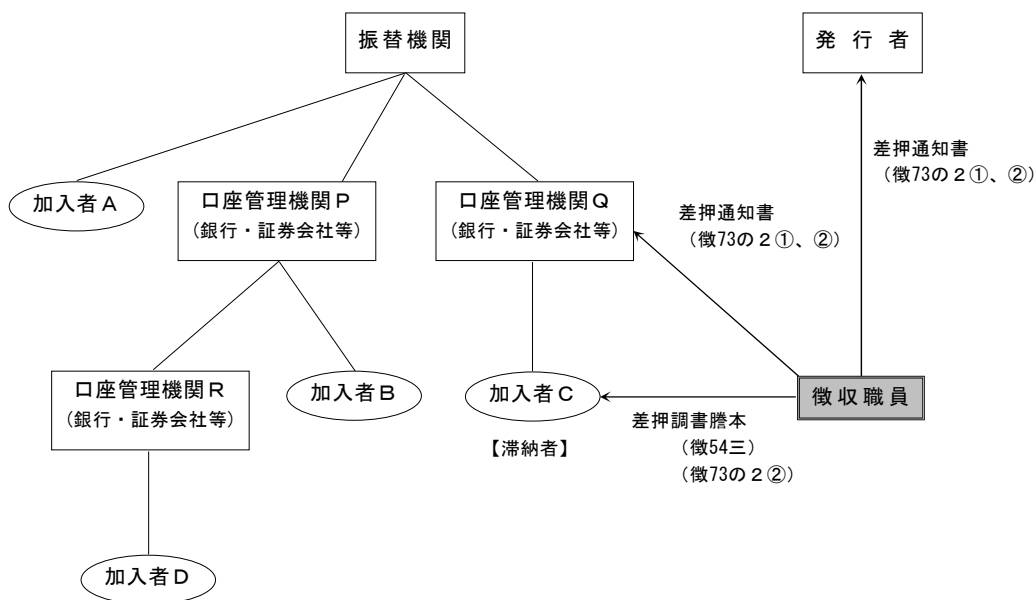
□ 振替社債等

(イ) 差押えの手続

振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等（振替機関及び口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律2⑤））に対する差押通知書の送達により行う（徴73の2①）。

なお、差押えに当たっては、発行者に対してはその履行を、振替機関等に対しては振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対しては振替社債等の取立てその他の処分並びに振替又は抹消の申請を、それぞれ禁止する旨を明示する（徴73の2②、徴令30②、③、徴規3①（別紙6号書式、6号の2書式、6号の3書式））。

(図示) 振替社債等の差押手続



(ロ) 差押えの効力発生の時期

差押えの効力は、差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる（徴73の2③）。

(注) 上場株式など電子化された株式は、この規定（徴73の2）の手続により差し押さえる。

【参考法令・通達番号】

基通73の2-2、-3、-5～-8

【参考】差押手続及び差押えの効力発生時期の一覧表

※ かつこ内の数字は徴収法の条項等を示す。

財産の区分	差押手続 (注)		差押えの効力発生時期
	差押えの方法	滞納者への通知	
動産 有価証券	次のいずれかの手続を行う。 ① 占有 (56①) ② 封印などによる表示 (60②)	差押調書謄本の交付 (54一)	① 占有した時 (56②) ② 封印などの表示をした時 (60②)
債権	第三債務者に対する債権差押通知書の送達 (62①)		債権差押通知書が第三債務者に送達された時 (62③)
電子記録債権	電子債権記録機関及び第三債務者に対する債権差押通知書の送達 (62の2①)	差押調書謄本の交付 (54二)	債権差押通知書が電子債権記録機関に送達された時 (62の2③) 第三債務者に対しては、第三債務者に債権差押通知書が送達された時 (62の2③)
不動産	① 滞納者に対する差押書の送達 (68①) ② 差押えの登記の囑託 (68③)	差押書の送達 (68①)	① 差押書が滞納者に送達された時 (68②) ② ①より前に差押えの登記がされたときは、その時 (68④)
船舶 航空機	① 滞納者に対する差押書の送達 (70①) ② 差押えの登記 (登録) の囑託 (70①) ③ 滞納処分のため必要があるときは、監守及び保存のための必要な処分 (70③)	差押書の送達 (70①)	次のいずれかのうち最も早い時 (70①④) ① 差押書が滞納者に送達された時 ② 差押えの登記 (登録) がされた時 ③ 監守及び保存のための必要な処分をした時
自動車 建設機械 小型船舶	① 滞納者に対する差押書の送達 (71①) ② 差押えの登記 (登録) の囑託 (71①) ③ 滞納処分のため必要があるときは、監守及び保存のための必要な処分 (71②) ④ 必要に応じ、徴収職員による占有、封印などにより、運行、使用又は航行をさせないための適当な措置 (71③④⑤)	差押書の送達 (71①)	次のいずれかのうち最も早い時 (71①②) ① 差押書が滞納者に送達された時 ② 差押えの登記 (登録) がされた時 ③ 監守及び保存のための必要な処分をした時
第三債務者等がない無体財産権等	① 滞納者に対する差押書の送達 (72①) ② 権利の移転につき登記 (登録) が必要なものは、差押えの登記 (登録) の囑託 (72③)	差押書の送達 (72①)	① 差押書が滞納者に送達された時 (72②) ② ①より前に差押えの登記 (登録) がされたときは、その時 (72④) ③ 特定の財産については差押えの登記 (登録) がされた時 (72⑤)
第三債務者等がある無体財産権等 (電話加入権等)	第三債務者等への差押通知書の送達 (73①)		① 差押通知書が第三債務者等に送達された時 (73②) ② ①より前に差押えの登記 (登録) がされたときは、その時 (73③) ③ 特定の財産については差押えの登記 (登録) がされた時 (73④)
第三債務者等がある無体財産権等 (振替社債等)	振替社債等の発行者及び振替機関等への差押通知書の送達 (73の2①)	差押調書謄本の交付 (54三)	差押通知書が振替機関等に送達された時 (73の2③)

(注) いずれの財産も、差押調書の作成 (54) 及び差押財産上の権利者等に対する差押えの通知 (55) を要する。

第4節 差押えの解除

滞納者が差押えに係る国税を完納した場合等には、差押えを解除しなければならない。

学習のポイント

- 1 差押えを解除するのはどのような場合か
- 2 差押えの解除手続はどのようにして行うのか

1 差押えを解除する場合

差押えの解除は、差押えの効力を将来に向かって失わせる処分である。解除の要件は次のとおりである。

(1) 差押えを解除しなければならない場合（絶対解除）

- ① 納付、還付金などの充当、更正の取消しその他の理由により差押国税の全額が消滅したとき（徴79①一）
- ② 差押財産の価額が、その差押国税に優先する他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき（徴79①二）
- ③ 滞納処分の停止をしたとき（徴153③）

(2) 差押えを解除することができる場合（裁量解除）

- ① 差押国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、差押財産の値上がりその他の理由により、その財産の価額が差押国税及びこれに優先する他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき（徴79②一）
- ② 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき（徴79②二）
- ③ 差押財産について、3回公売に付しても入札等がなかった場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき（徴79②三）
- ④ 換価の猶予をする場合において、事業の継続、生活の維持のために必要であると認めるとき（徴152②）
- ⑤ 納税の猶予の許可を受けた者から差押解除の申請があり、その申請を相当と認めるとき（通48②）

【参考法令・通達番号】

基通79-1～-8

2 差押えの解除手続

(1) 解除の手続

差押えの解除は、その旨を滞納者に通知することによって行う。ただし、債権及び第三債務者等がある無体財産権等の差押解除は、その旨を第三債務者等に通知することによって行う（徴80①）。

(2) 解除に伴う措置

差押えの解除をしたときは、次の措置をとる。

① 動産又は有価証券の差押えを解除したときは、その物の引渡し及び封印、公示書その他差押えを明白にするために用いた物の除去を行う（徴80②一）。

この封印などの除去は、滞納者等に行わせることができる（徴80②ただし書）。

② 債権及び第三債務者等がある無体財産権等の差押えを解除したときは、滞納者に解除の通知を行う（徴80②二）。

③ 差押えの登記（登録）のある財産の差押えを解除したときは、その登記（登録）の抹消を関係機関に囑託する（徴80③）。

④ 差押通知をした質権者等及び交付要求をしている者に対し、差押えを解除した旨を通知する（徴81）。

【参考法令・通達番号】

基通80-1~-5、81-1~-3